

令和8年9月7日

行政区長 各位

日本赤十字社占冠村分区長 田 中 正 治

「2026年ネパール洪水救援金」の受付について

平素より赤十字事業の推進にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、日本赤十字社では標記義援金の受付を開始しています。つきましては、下記の方法により募集しますので貴区内一般に周知くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 義援金名称 2026年ネパール洪水救援金
- 2 募 集 期 間 令和8年11月30日（月）まで
- 3 受 付 方 法 受付は以下の方法があります。

(1) 【窓口持参】

「福祉子育て支援課社会福祉担当」及び「トマム支所」の各窓口で受け付けます。

※本救援金は個人住民税控除対象の寄付金となる見込みです。個人で2,001円以上の寄付者のうち、希望する方には専用の受領証（個人住民税控除対応）を後日郵送します。

(2) 【銀行振込】

ア. 郵便局・ゆうちょ銀行

口座記号番号 「00110-2-5606」

口座加入者名 「日本赤十字社」

※通信欄に「2026年ネパール洪水救援金」と記載し、受領証の発行を希望する場合は併せて「受領証希望」と記載してください。

※郵便局・ゆうちょ銀行窓口での取り扱いの場合、振替手数料は免除されます。

イ. メガバンク口座

・三井住友銀行 すずらん支店 普通預金「2787815」

・三菱UFJ銀行 やまびこ支店 普通預金「2105819」

・みずほ銀行 クヌギ支店 普通預金「0623757」

※口座名義はいずれも「日本赤十字社」

※利用する金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合があります。

※受領証を希望する場合は、日赤本社パートナーシップ推進部会員課（TEL：

03-4363-2056）へご連絡してください。その際に、住所、氏名（受領証の宛名）、電話番号、寄付日、寄付額、振込金融機関名及び支店名をお伝えください。

裏面に続く

4 税制上の取り扱い

① 個人については、所得税法第78条第2項第3号に規定する寄附金に該当します。

② 法人については、法人税法第37条第4項に規定する寄附金に該当します。

※本救援金は個人住民税控除対象の寄付金となる見込みです。



日本赤十字社占冠村分区
(占冠村役場 福祉子育て支援課社会福祉担当)
電話：56－2125